

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（以上県例規集登載） 【規則】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 指定介護予防サービスの事業の廃止 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 漁船保険付保義務の消滅 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ "	- 自然環境課 - 健康推進課 - 健康推進課 - 健康推進課 - 長寿社会課 " - 耕地課 - 水産課 - 道路整備課 " - 消防保安課 - 建築指導課 " "		
目次	担当課（室）		
○ " 【人事委員会】 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（以上県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（県例規集登載） 【正誤】 ○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤（県例規集登載）	" - 人事委員会 " - 交通企画課 - 人事委員会		

◎岡山県規則第八号

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成十五年岡山県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号ニ中「第三十四条に規定する」を「第三十四条第一項の」に改め、同号ヨ中「に規定する陸標」を「の陸標」に改め、同号ム中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

名 称	_____
診療担当科名	_____
電 話 番 号	_____
医師氏名（自署又は記名押印）	_____

年 月 日	_____	医療機関所在地	_____
名 称	_____		_____
診療担当科名	_____		_____
電 話 番 号	_____		_____
医師氏名（自署又は記名押印）	_____		_____
		※審査欄	
1 級		2 級	
3 級		不承認	

（注）※の欄は、記入しないこと。
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年三月十七日

指定を辞退した医療機関

名 称

薬局ホタル

所 在 地

総社市総社二―一―三〇

辞退年月日

平成二十九年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成29年3月17日 岡山県公報 第11872号

◎岡山県告示第四百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市社会福祉協議会阿波介護サービスセンター

2 所在地

岡山県津山市阿波一一九八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県津山市山北五二〇

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一二〇六

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第四百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワインの里式番館デイサービス

2 所在地

岡山県赤磐市西軽部一二六〇番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社グリーンライフ

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方一一八九番地三

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一二八九

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターあかまつ荘

2 所在地

岡山県赤磐市塩木一一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六番地

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇六一二

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

北七区8条

農業用排水施設

西七区2条2

〃

西七区5条2

〃

三 認可年月日

平成二十九年三月七日

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

四人新開水路

かんがい排水

六間丘1―1番川水路

〃

三 認可年月日

平成二十九年三月七日

◎岡山県告示第四百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十五年岡山県告示第八十号（日生、寄島、神島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十九年二月二十五日限り、消滅した。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

加入区の名称 日生加入区

寄島加入区

神島加入区

◎岡山県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市東大戸字仁伍一九八二番一地先から 笠岡市東大戸字横路三九七七番一地先まで	新	九・〇〇 一三・八	二二〇・八	
笠岡市東大戸字仁伍一九八二番一地先から 笠岡市東大戸字横路三九七七番一地先まで	旧	七・八〇 一〇・一	二二〇・八	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 矢掛寄島線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

浅口市鴨方町六条院西字竜下三七〇一番 一地从から 浅口市鴨方町六条院西字泉之端三七二〇 番四地先まで	浅口市鴨方町六条院西字竜下三七〇一番 一地从から 浅口市鴨方町六条院西字泉之端三七二〇 番四地先まで	
旧	新	別
七・〇 七・二	七・〇 八・五	(メートル)
一〇一・三	一〇一・三	(メートル)

◎岡山県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類	供用開始 年月日
路線名		区間	
笠岡井原線	笠岡市東大戸字仁伍一九八二番一地从 笠岡市東大戸字天神山一九七四番三地从 先まで	笠岡市東大戸字仁伍一九八二番一地从 先まで	平成二十九 年三月十七 日
矢掛寄島線	浅口市鴨方町六条院西字竜下三七〇一 番一地从 先まで	浅口市鴨方町六条院西字泉之端三七二〇番 四 地从 先まで	

〔八二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県消防防災ヘリコプター運航管理業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成29年6月1日から平成34年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第59号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「6 運送保管」、小分類が「1 旅客運送」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を得ている者であること。

(3) この一般競争入札に係る業務と同種の業務を過去 5 年以内に 1 年以上履行した実績を証明することができる者であること。

(4) 仕様書に定める操縦士等の有資格者を運航要員とすることができる者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(7) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁 2 階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年 3 月 31 日（金）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701－1131 岡山市北区日応寺761－1

岡山県消防保安課 消防防災航空センター

電話 (086) 250－0330

FAX (086) 294－7885

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年3月17日（金）から同年4月7日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ220グラムであるので、注意すること。

なお、岡山県消防保安課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/13/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等（郵便又は信書便による送付をいう。以下同じ。）によるものとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年4月28日（金）午後1時30分

ただし、郵送等により入札書を提出する場合には、平成29年4月27日（木）午後4時を受領期限とする。

イ 場所

〒701－1131 岡山市北区日応寺761－1

岡山県消防保安課 消防防災航空センター 会議室

ただし、郵送等による場合にあっては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年4月7日（金）午後4時までに、4（1）の場所へ提出しなければならない（郵送等により提出することもできる。）。
また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

（1） 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3） 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4） 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

（5） 契約書作成の要否
要

（6） 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7） 入札執行、契約締結等の条件
当該事業に係る予算が岡山県議会において承認されることを条件とする。

（8） 契約における特約事項
契約締結後において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

（9） その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Fire and disaster helicopter flight management operation

(2) Contract period :

From 1 June, 2017 through 31 May, 2022

(3) Time limit for tender :

1:30 P.M. Friday, 28 April, 2017

(tenders sent by mail must be received by 4:00 P.M. 27 April, 2017)

(4) Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Fire Prevention and Public Safety Division, Fire and
Disaster Prevention Aviation Center

1-761 Nichiouji, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1131,
Japan

Tel: 086-250-0330

〔八三〕 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇一七号	平成二十九年三月 十日	高梁市成羽町下原字東町裏二六一番 四、二六一番四地先水路	四・五〇	三四・七二

〔八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市日古木字宮下八一三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘西一丁目七―四グレースフル・レジデンスⅢ二〇三号

徳永 達樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二二四号

〔八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字袋ノ前一八四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁六一七雇用促進事業団宿舍（二―一〇五）

杉田 充哉

三 許可番号

岡山県指令建指第二九六号

〔八六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四六一〇、四四六一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一〇五六一ニューウインズB一〇二

三枝 久志

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇二号

◎岡山県人事委員会規則第二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表警察の項中

方面隊長
小隊長

を

小隊長

に、

所長補佐

を

所長補佐
方面隊長

に、

困難な業務を行う所長補佐

を

困難な業務を行う所長補佐
困難な業務を行う方面隊長

に、

指導官
少年補導官

を

指導官

に、

困難な業務を行う検視官
困難な業務を行う少年補導官

を

困難な業務を行う検視官

に、

困難な業務を行う情報官

を

この規則は、平成二十九年三月二十二日から施行する。

附 則

困難な業務を行う情報官
室長
センター長

に改める。

◎岡山県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

課 長	隊 長
-----	-----

を

課 長
機動警ら隊長
機動捜査隊長
交通機動隊長
高速道路交通警察隊長
機動隊長

に、

少年補導官（行政職給料表の六級及び公安職給料表の七級の職に限る。）
聴聞官

を

聴聞官

に、

首席師範
情報官（公安職給料表の七級の職に限る。）

を

情報官（公安職給料表の七級の職に限る。）
隊長
室 長
センター長

に、

指導官
首席師範

を

この規則は、平成二十九年三月二十二日から施行する。

附 則

指導官

に改める。

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号に次のように加える。

カ 一般県道八束川上自転車道線の全区間の道路において、タンDEM車（二人乗りに用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者一人を乗車させている場合

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（二）平成二十八年三月二十九日付け公布管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第十八号）に誤りがあつた。

一・終わるか ら九	頁・行
行財政改革推進監	誤
行財政改革推進監 地域活性化推進監	正